

## 湯梨浜町地域おこし協力隊〔まちづくり推進担当（空き家・移住関係）〕募集要領

### 1 募集期間及び応募方法

令和8年4月17日（金）から随時募集

応募書類に必要事項を記載し、持参又は郵送にて湯梨浜町役場まちづくり企画課に提出してください。なお、応募書類は返却いたしません。

随時採用を行い定員となり次第、募集を終了します。

### 2 応募資格

年齢が20歳代から50歳代までで、以下の条件をすべて満たしている人

①生活の拠点を都市地域（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域に該当していない市町村）から町内に移し、住民票を異動させることができる人

※地域要件については、総務省ホームページでご確認ください。

②湯梨浜町に1年以上の居住ができる人

③地域振興、観光振興に意欲があり、積極的に地域住民と連携を図ることができる人

④心身ともに健康で、誠実に職務が遂行できる人

⑤地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者（以下のいずれかに該当しない者）

・成年被後見人、被保佐人

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの

者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

⑥普通自動車運転免許を有し、実際に運転できる人

⑦パソコンで汎用ソフトを用いて文書作成や簡単な表計算等ができること

⑧タブレットやスマートフォンを保有しており、その使用方法などの知識（Android、iOSともに知識があることが望ましい）を有していること

### 3 募集人員

1名

### 4 選考審査

#### （1）第1次選考

応募受付後、応募書類を参考に選考します。選考後、結果を文書で通知します。

#### （2）第2次選考

第1次選考合格者に対して面接を行います。面接は、湯梨浜町役場にて実施します。ただし、状況によりオンラインで面接を行う場合があります。（日時等の詳細は、第1次選考合格通知時にお知らせします）

※面接に係る交通費等は個人の負担となります。

## 5 活動内容

湯梨浜町松崎駅前総合相談センター（以下「どれみ」という。）を拠点として、次の活動を行っていただきます。

- ① どれみ及び湯梨浜町松崎駅前多世代交流センターの運営管理、並びにイベント企画等による活用促進に関する業務。
- ② 空き家情報収集及び利活用促進に関する業務。
- ③ 移住コーディネーターとの連携による移住定住促進に関する業務。
- ④ SNS「ゆりはまフェローズ」による町の情報発信に関する業務。
- ⑤ 地域課題解決、地域資源活用に資する業務。
- ⑥ 地域住民や団体との連携による地域活動への参画と支援。
- ⑦ その他まちづくりに関連する事業への協力及び支援。

## 6 任用期間

任用した日から令和9年3月31日まで

※任用期間は活動に取り組む姿勢・成果等を考慮して、年度単位で更新することとし、最長3年まで延長することができます。任用開始日は、採用予定者と調整のうえ決定します。

## 7 任用条件

- ・湯梨浜町会計年度任用職員として採用（湯梨浜町デジタル・みらい戦略課所属）し、どれみで勤務します。
- ・基本的な指導及び監督は湯梨浜町が行い、日常的な業務の指揮命令は湯梨浜まちづくり株式会社が行います。
- ・報酬は 月額180,700円
  - ※期末手当 年2回
    - 基礎額（報酬月額）の概ね2.5月（6月期、12月期それぞれ1.25月）。
    - ただし、在職期間に応じて所定の割合（期間率）を乗じた額となります。
  - ※勤勉手当 年2回
    - 基礎額（報酬月額）の概ね2.1月（6月期、12月期それぞれ1.05月）。
    - ただし、在職期間に応じて所定の割合（期間率）を乗じた額となります。
- ・健康保険、厚生年金保険、労働保険に加入（自己負担分は報酬から天引き）
- ・住居費等は町が負担（家賃上限：50,000円 光熱水費、共益費及び駐車場代等は除く。）
- ・勤務時間は、原則1週間当たり30時間
  - ※ 原則、月曜日から金曜日までの週4~5日間勤務としますが、活動内容により土日の勤務がある場合は、振替対応とします。
  - ※ どれみにおける勤務は、月・水・木・金曜日の8時45分から17時15分までとします。ただし、湯梨浜町松崎駅前総合相談センターの設置及び管理に関する条例（平成30年条例第1号）に規定する休館日を除きます。
- ・年次有給休暇及び病気休暇等の特別休暇有り

8 隊員の自己負担となる主な経費

- ・採用となった場合の当町への引越しに係る費用
- ・地域おこし協力隊としての活動以外に係る生活用品、備品等の費用

9 任期終了後の支援

湯梨浜町地域おこし協力隊の任期を終え、1年以内に湯梨浜町内で起業・事業承継をする場合、100万円を上限として設備費や法人登記といった起業・事業承継に要する経費を支援します。

10 問合せ・提出先

応募申込書提出先

〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町久留 19 番地 1

湯梨浜町まちづくり企画課（電話：0858-35-5311）

活動内容問合せ先

湯梨浜町デジタル・みらい戦略課（電話：0858-35-3141）